

# 総務委員会会議録

平成26年1月27日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 12:03

案 件

1. 入札制度について

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. 飯塚市自治基本条例策定委員会における条例案の答申について (総合政策課)
3. 飯塚市目尾地域振興基本計画(健康の森公園整備事業)  
検討委員会における見直し計画の答申について (総合政策課)
4. 消費税率の改定に伴う市条例等に係る使用料等の改定について (総合政策課)
5. 投票所の統合及び変更について (選挙管理委員会事務局)
6. 消防ポンプ自動車の無償譲渡について (防災安全課)
7. 市内防犯灯LED化事業の進捗状況について (防災安全課)
8. 平成25年度職員採用試験合格者の決定について (人事課)
9. 「臨時福祉給付金対策準備室」の設置について (人事課)
10. 飯塚市鹿毛馬入会団体における「入会権確認等請求事件」について (管財課)
11. 市県民税に係る還付加算金の適用誤りについて (課税課)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部に説明を求めます。

契約課長

それでは、本日は入札制度につきまして、2件についてご報告いたします。

まず、1件目でございますが、「平成25年度建設工事の入札執行状況について」、2件目でございますが、「予定価格と同額での落札案件及び入札不調について」でございます。

まず、平成25年度入札執行状況につきまして、お手元に配付しております「入札制度について(資料)」により、ご説明いたします。まず、資料1「平成25年度工事契約落札率別内訳」について、資料の1ページをお願いいたします。これは、平成25年12月31日現在の「工事契約落札率別内訳表」でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものでございます。表の左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような形で分類をいたしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をさせていただいております。12月31日までの入札件数といたしましては194件、契約金額の総額は44億4869万778円でございます、その平均落札率は89.61%となっております。

次に、資料2「平成25年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の2ページから7ページをお願いいたします。平成25年12月31日現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、表の左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。

本年度は12月31日までに、77件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしまして、土木一式工事が46件、建築一式工事が30件、機械器具設置工事が1件となっております。77件のうち58件が最低制限価格で応札がなされ、55件につきましては、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、7ページでございますが、一番下の欄に平均として記載しております87.12%となっております。

次に、資料3「平成25年度変動型最低制限価格実施状況」につきましてご説明いたします。8ページをお願いいたします。これは等級区分のクロスしますゾーンに適用する変動型最低制限価格方式により落札者を決定する入札を、12月31日までに12件を実施しております。なお、落札率につきましては、一番左の欄に平均として記載しておりますが、89.14%となっております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度12月31日までの入札執行状況等について説明を終わらせていただきます。

続きまして、2件目でございますが、予定価格と同額での落札案件及び入札不調についてご説明させていただきます。今回、ご報告させていただきますのは、前回の閉会中の委員会以降、一般競争におきまして複数件の予定価格100%での応札が生じまして、その対応を行なってまいりました。先ほど説明いたしました資料1から3により説明させていただきます。

資料の6ページ、一番左の番号でございますが、61番の案件でございます。これは12月3日に執行いたしました土木一式工事、等級によります大谷池貯水施設改良工事につきましては、4者の入札参加申し込みがございまして、2者が事前に辞退、結果2者での入札となり、その2者がいずれも予定価格と同額の4286万6千円で応札する状況が発生いたしました。

また、同様に、資料の7ページでございますが、一番左の番号、74番の案件、これは12月17日に執行いたしました土木一式工事、等級によります明星寺地区浸水対策（護岸改良）工事につきましては、4者が参加申し込みをいたしました。1者が別の案件を落札いたしましたので、結果3者での入札となり、その3者がいずれも予定価格と同額の465万2千円で応札する状況が発生いたしております。

いずれも参加する全者が、予定価格での同額となったことから、談合情報等対応マニュアルに基づき入札を保留し、事情聴取を行ない、談合等の事実はなく、この価格ならば可能であったことから、公正入札調査委員会に諮りまして、結果、入札を再開し、くじ引きにて落札者を決定しております。

また、資料の7ページ、一番左の番号、71番の案件でございますが、これは12月17日に執行いたしました土木一式工事、潤野大牟田池貯水施設整備工事につきましては、等級がクロスいたしますゾーンとなるため、変動型最低制限価格方式により入札を執行いたしましたところ、8者が入札に参加申し込みがありましたが、2者が事前に辞退、さらに2者が他の案件を落札いたしましたため、結果4者での入札となり、1者が予定価格より低い金額で入札しましたが、他の3者が予定価格と同額の833万1千円で応札いたしまして、これは変動型最低制限価格方式でございますので、結果3者によりますくじ引きにより、予定価格ではございませんが、落札者を決定したものでございます。

以上のような事象については、いずれも一般競争ではありますが、入札に参加する業者数が少ない状況が、この高い落札率を生じている原因と考えております。しかしながら、いずれの案件につきましても、発注時点での応札見込み業者数、いわゆる手持ち工事のない入札参加可能な業者数は、10者程度以上は確保できる状況を見込み発注していたものでございます。

なお、資料には記載しておりませんが、同じく12月17日に執行する予定としておりました土木一式工事、綱分団地4号線外1線道路修繕工事につきましては、予定価格138万7千円、土木 等級を対象とした案件ではございましたが、入札参加業者がなく成立はいたしてお

りません。

このような予定価格と同額での落札案件及び入札不調の発生につきましては、これまで当総務委員会の中でもご指摘いただいておりますように、建設業界を取り巻く状況が大きく変化しておりまして、資材の高騰、技術者・作業員等の人手不足、重機等の確保が困難等の理由から、発生しているのではないかと考えております。本市におきましても、一般競争におきまして、入札参加申し込み業者が参加の申請を行わない、入札が成立しない、また入札が成立しても申請者が極端に少ないなどの状況となっております。本市における入札参加の率を見ますと、昨年11月までは応札見込み業者のうち約6割程度が参加しておりましたが、12月になりますと2割程度と激減しております。このような状況の中、適切な業者数の確保ができない中で、競争性を確保することは、現在、非常に困難を極める状況でございます。公共工事の発注につきましては、全国的に非常に厳しい状況となっております。他の自治体によりまして、この対応として予定価格の引き上げ、技術者の配置など条件等の緩和により対応しておりますが、それでも入札が不成立となっている状況が多く見受けられます。本市といたしましても、何らかの対策を講じる必要があると十分に認識しておりますが、今後、公平、競争性、品質の確保等を行いながら、業者が参加しやすい、魅力ある入札環境を整備する必要がございます。ある意味、非常事態と考えております。これに対しましては契約課のみではなく、現在、全庁的に、事業担当、財政担当、政策担当によりまして、この問題を共通の認識として、今後の対策について協議を行っているところでございます。

繰り返しになるかと思いますが、入札参加可能な業者が参加しない、したくてもできないという、これまでに想定していない状況に早急に対策を検討いたしまして、当総務委員会におきましてもご協議いただきますよう、現在、準備を進めております。よろしくお願いいたいと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

この入札問題、かなり複雑な状況がいま生まれてますのでね、どこかで総務委員会と契約課との懇談会的な協議を設けることはできますかね、そちらのほうとしては。

契約課長

現在、先ほどもご説明いたしましたように、非常事態と言いますか、これまでにないものでございますので、十分可能でございます。

小幡委員

委員長、総務委員会としては、この入札制度については、ずっと審議してきておりますけども、このような状況下において、本年度3月まで、まだ発注等がありますので、できましたら総務委員会と契約課との協議会、もしくは勉強会をどこかで開催していただきたいんで、日程調整できましたらお諮りしていただきたいし、また委員の皆さんの意見を一回集約していただきたいと思っておりますけれど。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:15

再 開 10:17

委員会を再開いたします。

今の小幡委員の意見については、きょうの審議の結果を受けて、正副委員長で協議して決めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

兼本委員

これを見てますと、辞退というのがかなりこう、ずっと出てるんですね。一般競争入札は、業者さんが応募するか、応募しないかの意思で、また応募しとっても、いろんな意味で辞退しようということになりますけど、指名競争入札のときには、辞退はどうなりますか。

契約課長

基本、指名競争でございまして、何らかの事由で辞退とすることについては、ペナルティは科してはおりません。ただ、指名の場合、もし未成立ということになると、指名された業者さんの中で、きちっと入札を行っていただきたいという旨は、当然、発するかと思えます。

兼本委員

100%の入札状況を見ますと、大体その応札者が2名とか、たまたまかも知れないけれど、2名とか3名とかいうことですよ。今、その公共工事、この間、私もいつか言いましたように、不調になるという案件が非常に全国的に多いということですので、何らかの措置は講じないかんやろうと思えますけど、100%がまた悪いわけでもないわけなんですよ。ただ、その競争性がないというだけでね。100%が悪いわけでもないし、ただし競争性がない。競争性をいかに持たせるかということになると、やはり、業者さんは、これをとったら、利益率が高ければですね、競争性があると思うんですよ。だから、この辞退をして100%応札ということは、それだけの利益幅はあまりないのかなというような気もするわけですけどね。そうなりますと設計金額、それから予定価格、この間言いましたように、そこのところの差がね、どの程度あるか知りませんが、そういうものも改めないで、これはなかなか解決できんと思うわけですよ。現実に国でも言ってます、歩切りというのはもうやめれということですからね。かといって、それを上にあげたからといって、競争性が保てるかどうかということは、またこれはやってみないとわからんということ。なかなか非常に厳しいところ。辞退ができないような仕組みをどうにかつくれば一番いいわけですけどね。そこのところはいま言う指名競争入札に戻しても、辞退が許されるのであれば、指名競争入札に戻しても、なかなか業者の数は保てんということになるわけですよ。今もうずっと見てたらわかるけど、大きな工事、特に大きな工事でも不調になることだって2回、3回と入札をやって、3回目にできたとかいうのは全国的にあるわけですよ。大体、いま全庁的ということですけど、どげなふうにするか、さわりだけでもね、なんかこげなとがあるき、ちょっと議会のほうでも検討してくれというのがあれば、何か出してもらわんと、我々もなかなか、いま言う懇談会をやるにしても、仮にやるにしても、こういうふうな方法もあるけどということ、もしもやるとすれば、きょう言えんやったら、正副委員長にでも方法論を出してもらってやるとかいう方法もあるけど、そこのところはやっぱり、設計屋さんの意見も聞かないかんと思うんですよ。技術屋さんが設計して100%の金額でそれが予定価格になっておれば、技術屋さんは一番いいとやろうと思えますけど、しかし、それをやったとして競争性が保てるかどうかもわからんということで、非常に全国的にね、今は例えば技術屋さんをかけ持ちしてもいいですよというようなことで、いろいろ緩和はしていつてるけど、不調になることが多いということですからね。どんな方法がいいのかというわからんわけですよ。だから、担当原課として、ここのところはこうしたいけど、どうですかというようなことで、ひとつ一番に考えられるのは、隠せば一番いいわけですね、予定価格を隠せば。そうすると競争性は出てくると思う。しかし、これをやるというんな問題が、ほかの問題も出てくると思うしね。だから、試行的にどういう方法をやるかと、隠すというのが、隠せば全然出てこんわけですから。今のままでいくと、本当に業者さんが見積もりしてやっていくという、工事に対する技術力というのは下がると思うんですよ、予定価格を出せばね。予定価格のとおりいけばいいわけですからね。だけど、隠せば今度はそれを一つ一つたいていかないかんから、かなり精度はあがってくると思う。隠す方法も1つあると

思うんですよね。だから、そういうふうな方法の中で、どうするかということをやっているかといかんとは思いますけど、この魅力あるとかね、言葉ではいろいろ言うけどね、現実問題、原課としてこげな方法はどげでしょうかというのがあれば、示してもらって、特に入札制度は副市長がトップですので、副市長でもこげな方法はちょっと画期的な方法ですけど、こげな方法を一度やってみてどうでしょうかというのがあれば、出してもらって、そしてまた飯塚方式でやるというような形が1つの方法ですからね。何か考えていただかんと、これ今から先また、来年度も公共工事がどんどんふえれば、それと民間の工事が少なくなれば業者さん必ず来るわけですよ。あればあんまり利益率のないところにはこんとすることが多いと思いますので、何かあれば、取りとめのないですけどね、どげか考えれと言われても、なかなか考えようがないもんですから、ひとつその行政側のほうからこういうふうな飯塚方式で、これでやっていったらどうでしょうかというふうなものがあれば示してもらいたいと。きょう無理だったらですね、後日でも結構ですので、何かいい方法をひとつ提案してください、そちらのほうから。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

森山委員

今ちょっと兼本委員のほうからありましたけれど、現実、さっきの説明のなかで機材が足りない、人が足りない。裏返せば儲かる仕事やったらするんですよ、わかる。儲からんからせんわけよ。そこんところの金額の設定がなされているのか、なされていないのが問題だと思います。儲かる仕事だったら、機材だって人だって集めてしますよ。あなたが言われたことを揚げ足取って言ってるわけじゃないんです。私もあんまり、土木とか建築に詳しくはないんで、ただ町内で聞きますとね、大変難しい問題もあるということと、さっき言われた地域的に仕事が多くなったものということと。ちょっと僕に言わせれば、業者さんのほうが少しね、このごろわがまま。もう昔じゃないき、どげかならんね、どげかならんねと言われる時代もあったけどね。今は業者さんがこれせん、あれせん、指名入札しとってせんとか、そういうことは大変申しわけないけども、いかん。しかしその中に、我々もこの仕事はこれだから頑張ってくださいと言うぐらいのやっぱり利益を出しちゃらんと、逆の立場からいったらそうなってくると思うよ。だから、機材がどうか、これはこうとかじゃなくして、金額的に問題があるからそうなってくるわけ。そこんところも来年度から少し何か考えられるというふうにお話を聞いておりますんでね、そこんところも十二分に把握しておかんと、こういうものはずっと出てくると思います。そこんところも、ひとつ、これは答弁いりませんので、ただ私の意見として聞いていただければよろしいかと思えますけど、将来的にはそういう考えをしないと、機材とかは言いわけ。儲かる仕事やったら誰でもする。そこんところをようと考えるとやれないと、いかんぢゃないかな。よろしく。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から11件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

お手元の配付資料に基づき説明いたします。資料は、経過及び今後のスケジュール(案)についてをお願いします。

前回、総務委員会12月19日の開催以降についてご報告いたします。これまでの経過については、昨年、平成25年第5回定例会におきまして、中心市街地活性化(ダイマル跡地事業地区)に関する調査特別委員会が設置され、1月9日の委員会では資料要求がっております。1月17日に資料の提出をしております。その資料の主な内容につきましては、ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に関する補助金申請時に提出された申請書類一式、ダイマル跡地事業地区に関する現在までの経過に関する資料、解体工事に関する入札に関する資料一式とまちづくり飯塚との協議に関する資料一式等でございます。

1月26日、日曜日、昨日でございますけれども、新飯塚商店街振興組合により、リ・ボンしんいづか創生事業イベントが開催されました。今年度に新飯塚駅西口の健幸交流広場及び新飯塚商店街通り歩行者空間等が整備されることから、「再生」をテーマに地元商店街が主体となり開催したイベントでございます。

次に、今後のスケジュール(案)についてご報告いたします。1月下旬には飯塚本町東地区優良建築物整備事業について、分譲マンション事業者と地権者との土地売買契約手続きが開始される予定でございます。

次に、2月19日、水曜日には第6回の飯塚市中心市街地活性化協議会を開催します。同協議会において、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進と飯塚市の発展に寄与することを目的に、活性化事業の総合調整を図るため、認定基本計画の実施に関するご意見をいただくこととしております。また、同協議会の開催と併せ、コンパクトなまちづくりセミナーを開催いたします。今回は、和歌山市中心市街地活性化協議会会長や国の中心市街地活性化推進委員である和歌山大学教授の足立先生に、国内外約400カ所を調査した豊富な経験と知識をもとに、「地方都市のまちづくりの方向性」について超高齢社会の中で「健康」をキーワードにした取り組み事例などを交え、ご講演いただくことにしております。

次に、2月下旬以降のスケジュール(案)ですが、主なハード事業につきましては、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業が2月下旬、ダイマル跡地事業については3月下旬に解体工事が完了する予定となっております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

兼本委員

中活のほうにちょっと聞くのは、いかなもんかと思えますけど、新飯塚の歩行者の空間整備ができて昨日イベントがあったということですけどね、新飯塚の駅通りはシャッターの閉まっているところは何件ぐらいあるか、商工やないとわからんかな。わかれば、大体どの程度、閉った数がわからんやったら、何割ぐらい開いとうかがわかれば教えてください。

中心市街地活性化推進課長

すいません。現在その把握をしておりません。

兼本委員

せっかくね、歩行者の通りがきれいになっても、人が通らんといくらきれいにしても何もならんわけなんよ。人を通らせるような政策、これは行政が本来やるべき仕事じゃないんですけどね、じゃないんですけど、やっぱりある程度お手伝いしないと、あの商店街というのが、お金をかけて歩行者の通れるような道をつくったとしても無意味なんですよ。だから、ぜひシャッターの閉まっている店、それを貸す意思があるのか、どうするのかとかいう意向調査をやってね、いま2月の19日でしたか、セミナーがあるということですから、そういうと

きにそういうふうなものを対象として、ひとつこの検討課題にしてもらってね、やることも1つの方法だろうと思います。本来、商店街を開けるか開けないかというのは、行政のやる仕事やないんですよね。本来は自分たちで、地元の商店街の人がやらないかんですけど、しかし現実問題として何かお手伝いしないと、やっぱりなかなか難しいやろうと思うんですよね。昔、本町商店街とかあそこのところも続きますか、続かないかという意向調査をやりかけて、完全に終わったかどうかは知りませんが、新飯塚は店舗数もそんなに数ないからね、意向調査やって、どうするか、例えばもう高い金額で貸すといってもなかなか借り手はいないけどね、もう閉めとくよりもいいですよというような気持ちで貸してくれるところもあるかもしれんし、どんどんそういうことでしたら、あの辺で募集かけてやれば、飯塚病院もあるし、人が集まるところやし、市役所もあるし、新飯塚の駅からも近いという形の中で。だからそういうふうなものをやって、せっかく歩道がきれいになったんだから、人が通れるような形のものをつくるようなものをね、お手伝いしなすと、商店街の人たちにお任せしてまちづくりやんなさいと言っても、なかなか難しかろうと思うんですよね。だからそういうふうな意味では、行政のほうもある程度お手伝いをする。お手伝いと言ってもお金は出せんでしょうから知恵を出して、知恵と人ぐらいいは出せるはずですからね。そういうような形の中で、整備が終わって、きれいになったところを稼がせる方法をね、そのためにどうするかといったら、空き店舗が何店舗あって、そしてその空き店舗の人たちは自分たちで店をやるのか、人に貸すのかという意向調査をやってみて、その程度のお手伝いならできると思いますので、これは中活でやるのか商工でやるのかわかりませんが、ひとつそういう形で、市長、そこのところよく指導してやって、させてみてくださいよ、本当に。まちづくりは駅からずっと英雄橋までの間はきれいに道ができたわけですからね。あそこにどンドン人通りが、今なんかちょっと夜食べるような店は物件がぼんぼんと開いてますけど、昼はなかなかいま開いてないようですからね、ひとつ商工のほうにも言ってから、よろしく願いしときます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市自治会本条例策定委員会における条例案の答申について」報告を求めます。

総合政策課長

お手元に自治基本条例答申書という資料をお配りいたしております。どうぞよろしく願いいたします。

現在、総称いたしまして言われております自治基本条例、これにつきましては、少子高齢化や人口減少社会の到来などに伴い、地方自治体の主体的な行政運営と地域の実情を踏まえた個性あるまちづくりが試される中、時代の変化に対応した自己責任と自己決定に基づく自治体運営のためのルールとなるものということが言われております。

条例案の策定にあたりまして、平成24年10月25日に飯塚市自治基本条例策定委員会に諮問させていただきまして、平成25年12月3日まで都合20回の検討委員会を開催いたしました。調査、検討を実施いたしましたところでございます。

この度、条例案が策定されまして、平成25年12月19日に飯塚市自治基本条例策定委員会から答申がなされたため、報告いたすものでございます。

なお、答申書につきましては、条例案にあわせて附帯意見として4点の提案、要望がございました。簡便に申しますと、1点目、条例名について、「飯塚市自治基本条例」とすること。2点目、条例の特徴として、「まちづくり協議会」を条文として規定すること。3点目、市民へ条例の周知を図り、協働のまちづくりの実現に向けた体制づくりに努めること。4点目でございますが、条例の趣旨や内容をわかりやすく説明する逐条解説等を作成することという提案、

要望があったものでございます。

現在、答申書、条例案をもとに、昨年12月26日から1月31日までということで設定をさせていただきまして本庁、支所、12地区公民館など市内27カ所に条例案と意見投函箱を設置させていただいたうえで、またホームページ上におきましてもご案内をさせていただきまして、市民意見の募集を行っており、今後はこれらの意見を参考にしながら条例案を作成させていただきまして、3月議会に提出させていただきたいというふうに考えております。

以上、簡単ですが、ご報告をさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市目尾地域振興基本計画（健康の森公園整備事業）検討委員会における見直し計画の答申について」報告を求めます。

総合政策課長

これにつきましても恐れ入ります、答申書の資料をお付けいたしておるところでございます。ご参照をお願いいたします。

飯塚市目尾地域振興基本計画検討委員会における見直し計画の答申につきまして、これにつきましては、清掃工場建設と一体的なものとして、目尾地区はもちろんのこと、幸袋地域の浮揚、発展を図るために、行政と地域による協議のうえ作成された飯塚市の基本方針でございます。しかしながら、この基本計画に基づく整備事業は市の財政事情の悪化や、1市4町の合併など行政を取り巻く環境の変化によりまして、数回の見直しが行われてきたところでございます。

平成21年9月に目尾地域振興基本計画の見直しのため、第1回目の検討委員会が開催されまして、平成25年12月25日までの都合11回の委員会開催によりまして、平成25年12月27日に飯塚市目尾地域振興基本計画検討委員会より答申がなされましたので、ご報告を申し上げます。

答申の内容としまして、恐れ入ります3ページをご覧ください。3ページ中段をご参照いただきたいと思います。ここに1、2、3と掲げておりまして、読み上げさせていただきますと、その内容につきましては、基本計画の見直し計画の一環として、幸袋中学校区小中一貫校開校後に旧目尾小学校の既存の体育館及び児童館は、地域のコミュニティ施設、体育施設として整備し、地域住民に開放すること。また、グラウンド側からの進入路も整備すること。なお、両施設の整備及び管理運営については、「幸袋まちまちづくり協議会」と協議すること。

2点目に、健康の森公園の未整備用地、公共施設用地を整備する場合は、基本計画の理念と経過、目尾地区の発展、活性化及び幸袋地域全体の振興を考え、健康の森公園にふさわしい利活用策を検討し、地域の理解を得て事業の進捗を図ること。なお、公共施設用地については、事業計画が策定されるまでの間、広場としての利活用を図ること。

そして3点目でございますが、以下に掲げる幸袋地域の整備については、「幸袋まちまちづくり協議会」と協議し、事業を推進することとございまして、浸水対策事業の推進、防災倉庫の設置、体制の整備、高齢者向け健康遊具設置事業、地域周辺整備事業ということになっております。

あと4ページには健康の森公園整備計画図、5ページには目尾小学校事業計画予定図、6ページにはこれまでの検討経過という形で添付がございました。

以上、簡単ですが、ご報告をさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

この土地は、未整備のところとか、いま利用してない土地の所有権は、まだ未だに開発公社が持つとうとかな。

総合政策課長

そのとおりでございます。

兼本委員

いろんな意味でね、2ページにも書いてあるメガソーラーとかいろいろあるんですけどね、いま3ページの1の分は旧目尾小学校のことですから、目尾小学校のことについては目尾小学校のほうで考えていいわけですけど、2のこの未整備地区とかいろんなことをね、利活用を凶んなさいとか、いろんな問題が出るとるわけですけど、これは整備をいろいろ、広場として整備するとか何とかするとすればね、飯塚市のほうに買い戻さんことにはできんわけでしょう。だからこれは全体として、今なっとるやつをいつの時点で買い戻す計画があるのか。それからその買い戻しするのは、全体を買い戻すのか、一部を、それぞれを少しずつ買い戻していくのか。そここのところは今どんなふうに見てます。

総合政策課長

恐れ入ります。いま4ページにお示しております図面の中で、公共施設用地、ちょうど市民プールの、この図面で言いますと下になりますけど、ここは現行、市の用地でございます。あとご指摘のとおり開発公社という形で土地を取得したものでございました。この具体的な、今お尋ねがありました具体的な活用策、どの時点でこれを具現化していくかということにつきましては、これから検討していくということにいたしておるところでございます。いま現在で資料等を収集して、作業として始めようと思っておりますけれども、まだ具体的なものを決めておる段階ではございません。

兼本委員

ソフトバンクが筑後に決まりましたけどね、飯塚市でも手を挙げましたよね。現実問題ここが大きな呼び込むための土地やろうと思ったんですけどね。しかしいづれにしても、もしも飯塚市に決まった場合にはこれを買上げるとか、いろんな手順があるわけよね。だからこの下のほうの橋のほうに行くところでも、柳橋のほうから道を1本入れてくれんかというような要望もあっとるわけよね。だけど、現実問題として開発公社の土地だからどうもできないというようなジレンマがあってるわけよね。ご存じやろうと思いますけどね。だから、いづれにしてもいつまでも公社に持たしているのか、確かに公社に持たしとけば塩漬けというイメージはないかもわからんけど、しかし市がある程度、公社の基金もありますからね、だから市のほうで買上げて、そしてどういうふうにするかということをおね、改めてやらんと、いつまで経っても基本計画はこのままの状態、最初に清掃工場つくるときは大ぶろしきを広げてやったわけなんよね。駅をつくりますよとか、何をしますよとかやったけど、だんだんだんだん情勢が変わってきて、今このようなことになってるし、本当に地元の人たちには申しわけないけど、経済情勢がそうなったもんやからね、いたし方ないと思いますけど、いづれにしても、どういうふうにするかということをおね、ある程度、市の土地になつたらんことには、開発公社やから市の外郭団体ですから、同じようなもんやけど、しかしある程度、市で買上げてもいいんやなかなと思う。例えばこれがこの間、鯉田の工業団地が売れて、市長の答弁としてはまだここも工場用地としては、まだ進出すれば応じますよというような話も出りましたよね。しかしそれにしても、やっぱり市の土地であるということが前提条件ですからね、開発公社だから市が買うときはすぐには買えますけどね。しかしある程度、市の土地としての位置づけは十分にしないとかなんかと思うわけですよ。だからどうやるかこうやるかのことについては別問題ですけど、いつまでも公社の土地に持たしとくんじゃなくて市で購入してね、そしてやはり現実性のある計画を立てていかんとね、例えばこの下のほうの土地のところは、

この間、市長も答弁しましたように工場用地としての整備をして、どうですかということで、売る方法もあるしね、今のままやったら手がつけれないわけなんよね。目的が決まらないことには市に購入して計画を立てんということですから、一番いいのは誰かこの土地を購入したいという人があって、市が買って整備して売るとというのが一番お金がかからん方法やけどね、しかし先行投資も必要なことで、鯉田工業団地は早くから先行投資やったわけですからね。だからそのところはどのようにするのかね、検討する私は時期やろうと思いますのでね、せっかくこのような答申が出とるわけですからね。検討してどうするかということをお急ぎに結論出して、そしてやるのが目尾地域の地元住民に対してもやる気があるんやなという意欲を見せることだろうと思いますので、お急ぎに検討してもらいたいということをお望みしておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「消費税率の改定に伴う市条例等に係る使用料等の改定について」報告を求めます。

総合政策課長

これにつきましても、別紙でホッチキスどめしたものを、A4用紙で3枚でございます。ご参照いただきたいと思います。

消費税法の改定に伴いまして、市条例等に係る使用料等につきましては、消費税法第6条の規定等によりまして非課税となるものを除き、改定消費税の適切かつ円滑な転嫁を基本として対処することとし、その対象並びに非課税、あるいは不課税といったものにつきましても、別紙資料によりご報告を申しあげるのでございます。

資料の1ページ目に箇条書きで6項目ほどあげさせていただいておりますけれども、今回の法改正に伴いましてですね、全て改定消費税を適切かつ公正に転嫁するという、それから消費税に関する記載の整理をずっと行っておりますが、改定額の部分の条例改正を行うということをお申しておるところでございます。また、算定に係る端数処理、これにつきましては合理的かつ明確な方法で行うよう総額表示を行うものについては、原則、10円未満を切り捨てといたしておるところでございます。また、転嫁を行うものと、それから非課税、不課税の主なものにつきましては、2ページ目と3ページ目にお示しをいたしておるところでございます。このほか要項、要領等によるものもございまして、ここでは条例、規則等というふうな形でお示しをいたしております。

それから転嫁後の影響につきましては、現行の利用額5%、総額表示ですね、5%ということでございますが、300円以下のものにつきましては端数処理の関係上、消費税引き上げ、今回8%ということでございますけれども、この影響は受けないということでございます。

それから最後になりますけれども、市民等への周知につきましては、3月1日号の市報に事前の予告という形で情報掲載をさせていただき中で、市民生活に混乱を招くことがないようにお急ぎに取り組んでまいりたいというようなことでございます。

以上、簡単でございますが、ご報告を申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

田中裕二委員

消費税が8%に上がることに伴っての使用料の改定ということでございますが、これは当然、そうならば4月1日から新たな金額に設定されるという考えでよろしいですか。

総合政策課長

そのとおりでございます。国の法改正に伴い猶予期間ということは設けないというところでお急ぎに検討いただいております。

田中裕二委員

それではその改定額は3%程度という考えでよろしいですか。

総合政策課長

8%ということで改定がなされますので、差し引き3%相当額を転嫁させていただくということです。都合8%ということを設定させていただいております。

田中裕二委員

8%からすぐ10%に上がります。そうなる時には、また使用料の改定ということも考えられるというか、そのようになるのでしょうか。

総合政策課長

あくまでも私ども法改正に伴いまして、これを粛々とやっていきたいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

森山委員

例えば皆さんの生活に一番にある水道とか電気とかの設備があると思うんですね。そこんところは全然考えてないわけ。それとも国が決めるからこれでいきましょうと。齊藤市長の気持ちであるならば、飯塚はこの分だけは抑えてね、要するに生活に一番身近なものだけは10%になるまでそのまま置いとくとかね、いろいろ考え方があると思うんですけど、そういう点は全然お考えはないですかね。

総合政策課長

まずもって課税対象となるものと非課税、不課税というふうなことを、先ほど申しあげましたけども、資料の3ページにお示しをしておりますものが、おおむね非課税、不課税、1番から31番までが非課税でございまして、32番、33番、これは水道関係の上水道、下水道の受益者負担分担金関係でございまして、これは不課税ということになっております。その不課税分を除きます1番から31番というのは、そもそも国のこの消費税法に基づきますところの措置でございまして、福祉であるとか子育て、こういったものについてはそもそも非課税というふうな設定がございまして、国の指示あるいは法の改正趣旨に従ってですね、これを行いたいというふうに考えておるところでございまして。

森山委員

それを明確に言っておかないと、全部が全部ということになると思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

ちょっとお尋ねしますね。この1番の課税対象、消費税の転嫁をできる1番から53番まで、2ページですね。これ5%から8%へ3%上がったとき、金額的にはどれぐらいの見込みを持ってありますか、教えてください。

財政課長

いま予定をいたしております課税対象としての消費税も転嫁を行うもの、条例あるいは規則、要綱等に基づいて改正を予定しておりますが、この総額としましては、26年の当初予算の編成作業を行っている最中でありまして、おおよそ概算で3400万円ほどになるかと思っております。

小幡委員

3%イコール3400万のアップということでもいいわけですね。

財政課長

総合政策課長が説明しましたように、端数の切り捨て等がございますが、それを整理したところで、いま質問者が言われるとおりでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「投票所の統合及び変更について」報告を求めます。

選挙管理委員会事務局長

投票所の統合及び変更についてご報告させていただきます。A4の1枚ものの資料をお配りしておりますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

1点目としましては、菰田地区の投票所の統合についてでございます。統合する内容といたしましては、第7投票所としてこれまで利用しておりました菰田中学校卓球場を廃止いたしまして、本年4月の市長選挙より、第3投票所であります菰田小学校体育館に統合するというものであります。

この統合する理由でございますけれども、ご承知のとおり菰田中学校が本年3月に廃校となることに伴いまして、第7投票区内において投票所の見直しの検討をいたしました。投票区内にあります3自治会であります五穀神、鶴三緒、忠隈地区には他に公共施設がなく、自治会で管理されております3カ所の集会所がございますけれども、これにつきましては、施設自体が狭隘である、駐車場スペースが少ない、施設への進入路が狭くわかりづらい、出入り口等に段差があるなど、それぞれ問題がございます。投票所としての活用は困難でございます。

そこで、施設の認知度があること、投票所内での投票動線が安全でスムーズに対応できること、駐車場のスペースが十分に確保されていること、統合して選挙人が多くなったとしても十分に対応できること等を考慮しまして、それに対応できる施設としては、隣接する菰田小学校体育館しかないと判断いたしましたので、ここに統合することとしたものでございます。

地元関係者への説明と今後の対応でございますが、関係する3自治会長につきましては、今月初めまでにご説明を申し上げまして、それぞれご理解をいただき、了承をいただいたところでございます。今後の予定といたしましては、自治会長とも協議させていただいた上で、2月初旬に開催されます各隣組長の会議にてご説明をいたすこととしております。

また、有権者への周知につきましては、変更案内チラシを全戸に事前配布することとしておりまして、1回は自治会、隣組を通じて、もう1回は全世帯への郵送による案内を行う予定としております。また、投票日当日の広報等も行いまして、遺漏のないように周知に努める考えでございます。

次に、枝国地区の投票所の変更でございますが、これまで第39投票所として利用しております枝国保育所につきまして、こちら民間事業者への譲渡に伴いまして、投票区内での見直しの検討を行い、これまでの懸案事項でありました駐車場スペースの課題や施設入口の段差等も解消できる施設として、最適と思われる枝国三区自治公民館、こちらに本年4月の市長選挙から変更するものでございます。

関係者への説明につきましては、投票区内の4自治会長には今月初めまでにご説明をいたしまして、いずれもご承知をいただいたところでございます。隣組長については自治会長のほうからご説明していただくということで、自治会長さんからご了解いただいております。今後、有権者への周知につきましても、菰田と同様に遺漏のないように周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、投票所の統合及び変更についての報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### 兼本委員

この分は了承できるんですが、今後小中一貫校等々で、いま現状の投票所がなくなるという施設はどのくらいあるんですか。それについての、例えば前の目尾振興計画の中にもありました目尾小学校かな、あそこはなくなると思うんですよね。それから平恒と楽市が合併しますよね。それから潤野の学校やらなくなりますよね。そうすると、かなりの投票所、いま現状投票所として使っている施設がなくなるのは、何箇所くらいなくなるのかね。それについて、どういうふうにするのかということ、選管だけやなくして、全庁で1回話し合ってもらわないかんとお思いますけど、その点どうなってます。

#### 選挙管理委員会事務局長

ただいま委員申されましたとおり、目尾小学校体育館、それから鎮西中学校の体育館、それから潤野小学校の体育館、それから平恒小学校の多目的ホール、それから楽市保育所等をいま投票所としております。これにつきましては、それぞれ別々にございますけども、目尾小学校につきましては先ほどありましたけども、例えば体育館を残すとかいうようなことがあればですね、当然そういうことの中でしていきたいという思いもございますけれども、これにつきましては、関係者等との協議をさせていただいておるところでございます。ただ、鎮西中学校体育館、それから潤野小学校体育館、ここにつきましては小中一貫校によりまして場所が大幅に変わります。それで、その跡地の問題については、いま協議がなされておるところでございますので、またこの地区につきましては非常に有権者も多いところでございますので、これにつきましては関係各課との協議を今後もさせていただきながら、今後の方針を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

#### 兼本委員

前回の一般質問等々でもありましたように、投票率が低下するのはどういう要因かということで一般質問もありましたよね。やっぱり投票に行きやすいような投票所を確保するというのが、行政として責任があるわけですよね。目尾小学校の体育館が残ればということでしたけど、残ればじゃなくして、あそこがなくなれば、あの近辺の人が投票するところはおそらくないと思うわけよね。幸袋まで出て来いと言ったって、車社会やからいいやないかということの議論はお年寄りもおらっしゃることですから、なかなかそういうことでは、車社会やからいいやないかということでは、一概にくくりはできないことやろうと思うんです。そうすると、選管としても投票率をいかに高くするか、そして有権者にいかに政治に関心を持ってもらうかということは、選管の義務ですからね。そういうことであれば、なくなるということに対しては、行革、それからいろんな担当原課とね、どうするかということは真剣に考えてもらってかんとね、なくなったはどうしますかじゃいかんと思うわけですよ。だからいろんな意味で、やっぱり選挙ということは必ず市長選にしる市会議員選にしる、県会議員もそうですけど、4年に1回ある。国政の選挙については年数にかかわらず、いつあるかわからないというようなことで、選挙というのは必ず日本国である以上は選挙はあるわけですからね。選挙があるということは投票に行かないかん。投票所を設置するというのは行政の義務ですからね。だから投票に行きやすい、そして投票率を上げるという選管の当初の目的であるならばね、そのところはきちっとね、強く原課のほうに申し送ってね、投票としての施設は必ず残してくださいよということをお言わないとね、私はできないと思うんですよね。だから今回は菰田が4月でなくなるから、どっちみちもう1回しようということやするんだらうと思いますけど。それから枝国はより投票しやすい場所ということで変わるんですから、それは理解できますけどね。今後のものについてね、ことし市長選があれば、来年、市会議員の選挙がある。また4年後には市長選、市会議員選挙とずっと続いて、その間に国政の選挙も入ってきますので、そういう意味で言うならば、投票しやすい場所を確保するという行政の責任をきちっと守るためには、小中一貫校とかそういうもので、それから今後も、保育所は大体民営化して保育所の民営化はもうないと思

いますけどね、小中一貫校でなくなる分についての後の投票所の確保ということは大きな課題だと思いますのでね、そこのところはよくやっていただかんとね、なくなったは投票所がありませんということですね、地元の人に遠くまで行ってくださいというようなことのないように、きちっとしてもらいたいということを要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

兼本委員の関連なんですけど、この菰田地区の投票所、第7投票所、菰田中学校卓球場、ここに五穀神、鶴三緒、忠隈の方々が行かれてたんでしょ。登録有権者は何名おられました。

選挙管理委員会事務局長

現在、菰田中学校の卓球場につきましては、25年12月2日現在で995名でございます。

小幡委員

投票率にもよりましょけども、有権者が995名おられるんですね。それを菰田小学校のほうに統合ということですが、その五穀神、鶴三緒、忠隈、地域的なものを見てもかなり距離が遠くなりますよね。菰田中学校と菰田小学校、直線距離で何キロぐらい離れてます。

選挙管理委員会事務局長

直線ではございませんで、道程を測りますと約500メートルぐらいでございました。

小幡委員

菰田中学校の卓球場は中学校敷地内にあるんですか。体育館じゃないでしょう。500メートルぐらいなの。

選挙管理委員会事務局長

中学校と小学校の差が500メートルぐらいということでございます。

小幡委員

距離はわかりました、500メートルね。有権者は995名おられると。この菰田中学校の卓球場は建物もなくなるんですか。

選挙管理委員会事務局長

建物がすぐ4月の段階でなくなるということではございませんで、これは民間譲渡ということで決まっておりますので、3月いっぱい施設が廃止されて、施設の維持管理がなされなくなるということで、建物がいつなくなるかということについては、ちょっと私ども承知しておりませんが、なくなるということではございません。

小幡委員

建物はなくならないんでしょう。施設管理をやめると、施設は飯塚市が施設管理するのは当たり前でしょう。売却するか、どうするかわかりませんが、それまでの管理は飯塚市でしょう。ちょっと確認しますけど。

選挙管理委員会事務局長

当然、飯塚市が行うものと考えています。

小幡委員

この春、来年はわかりませんが、この春に市長選がありますよね。来年は先ほど兼本委員言われたとおり県会議員の選挙、本市の市会議員の選挙もありますけども、1年後はわからないにせよ、3月いっぱい廃止してもですよ、4月に執行される市長選、前に市長おられますけどね、1カ月も経ちませんよね、4月の13日執行ですからね。これは電気通せばそのまま投票所として確保できますよね。何でわざわざ廃止するの。

選挙管理委員会事務局長

この問題については、当然そういうことも考えましたけれども、電気、水道等が廃止されまして、維持管理が行われなくなります。その1回維持管理が途絶えた施設で、その中を管理す

る人がもういないわけでございますから、そういった者が不在の中で、管理する人がいない中で、危険性もあり、選挙事務を執行する際にトラブル等に対応ができないことも、今はパソコン等でも処理しておりますので、仮に電気をつなげたときにもですね、何かあったときのトラブルに対応できないということも想定されますので、今回からさせていただいているところでございます。

小幡委員

この五穀神、鶴三緒、忠隈、高齢者比率高いんですよ。当日、天気ならいいけど雨も想定されますよね。あなたの説明だと、電気、水道を止めて、管理者がいなくなると。止めなければいいじゃない。管理者を置けばいいことであって。被災地を見たらね、公共施設がなくなっただけですよ、東北の被災地。プレハブ建てでも投票できるようにしてるじゃないですか。わざわざあるところを、電気、水を止めた、管理者がいらないということで、統合する必要ないじゃない。そう私は思いますけども、絶対廃止しなくちゃいけないという理由があるんですか。明確に教えてください。

選挙管理委員会事務局長

いま申しました部分とですね、当然、これについてはもう民間譲渡するという方向が決まっております。それで当然、来年度には市議員選挙もございませぬ。当然、市議員選挙もございませぬので、いずれにしても投票所の変更が必要となってくる部分がございますので、これにつきましては市議員選挙をすることで最初ということではなくて、今回の市長選からさせていただくと、施設を管理できていないこの状況の中でさせていただきたいということで、選管として方針を定めたものでございませぬ。

小幡委員

再度言いますが、民間譲渡は決まってるけど、その段階で譲渡されてないんでしょ。だからわざわざ投票所をなくす必要がどこにあるんですかと言ってるんですよ。さっき言いましたとおり、投票率が下がりますということからすれば、昨日か、久留米の市長選なんか37%台でしょう。選管は選管で投票率を上げようと努力してるんですよ。で、統合すると言って施設を壊して、壊すわけじゃないけど、投票所をなくすという考え方に矛盾が生じてるでしょう。そう思いません。だから電気、水道と管理人、その卓球場のあり方と投票所のあり方の話してるんじゃないですよ。投票所のときには市の職員が、今まででもこの第7投票所には行かれてたんでしょ。それを残してもいいじゃないのと言ってるんですよ。残せない理由が明確に私には伝わってこないんで、2月ごろから隣組長さんとか地元の方に説明していくんでしょ。投票所がなくなると。地元が残せという要望が出たらどうするんですか。そのときはどう考えてるんですか。強引にやめるの、要望を聞くの、それを教えてください。

選挙管理委員会事務局長

中学校につきましては、確かに今おっしゃられる部分がございますけれども、いま自治会長さんのほうにはそういうことでご理解、ご了承いただいたところでございませぬ。隣組長会議において先ほどに申しましたような趣旨のことを申しまして、ご理解をいただくようにする予定としていませぬ。

小幡委員

自治会長さんに了解を得たということでしょう。その自治会長さんは投票率の低下とかね、そういったとこの認識、あなたしっかりと説明されたんですか。住民の、仮におじいちゃん、おばあちゃんが行こうとしたときに遠くなるでしょう。利便性をわざわざ阻害しないでね、近いところがしっかりあるならば、そこに行ってもらおうようにすればいいじゃないですか。それも3月いっぱいから、本市の市長選だけをとられても2週間後ぐらいでしょう。わざわざ廃止しなくてもいいんじゃないかと思ひますよ。私は、極端な話、投票率が全国的に下がってます。本市も下がりますけども、投票所自体をふやすべきと思ひてるんですよ、考え方は。公共施設が

ないなら、これは極端な例だけど、民間の施設を借りてでも、もしくはプレハブ等を建てても、先ほど言いましたとおり被災地はなければつくるんだから。あるものを利用するのも1つですけども、投票率アップ、投票率アップと選管は言ってるわりには、言うこととやることが矛盾してると思います。これはよく検討してくださいね。決定したんじゃないんでしょう。報告事項だけど。決定したの。

選挙管理委員会事務局長

これにつきましては、当然、選挙管理委員のほうにもご協議をいただいて、この方向で進めるということでご了承をいただいたところでございますので、選管としてはこの方向で進めさせていただきますと思っています。

小幡委員

これにこだわらず、来年、県会議員と市議選があるでしょう。先ほどの小中学校の廃校等も出てきますんでね、あなたたちで決めるのはやめません。せめて、選管の意見を聞いて、議会の意見はなぜ聞かないんですか。将来、当事者ですよ、我々は。市会議員の選挙のとき。かたや投票率上げれでしょう。こんな投票所をどんどんどんどん減らしてどうするの。執行権はわかりますよ。でも議会という立場があるんだから、議会にもしっかりとこういう方法でやりたいということを事前に言いなさいよ。それが検討して総合的な見地から、みんなの意見を聞いて決めるんでしょう。あなた勝手に決めとるじゃない。選管の意見聞いたとか、自治会長の意見聞いたとかでね。議会は何のためにあるんですか。報告ですべて終わるなら議会は要らないじゃない。今後ようと検討してください。

委員長

要望でいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:20

再 開 11:30

委員会を再開いたします。

次に、「消防ポンプ自動車の無償譲渡について」報告を求めます。

防災安全課長

消防ポンプ自動車の無償譲渡につきましては、買い換えにより不用となりました消防ポンプ自動車について、国際貢献の一環ととらえて無償譲渡を行うことといたしましたので、ご報告させていただきます。

経緯につきましては、昨年10月に、二瀬地区を中心として九州工業大学の留学生支援ボランティア等を実施されておられます留学生支援センター代表の山元将生氏から相談、要望がありまして、飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条第1号の規定に照らし合わせて、内部協議を行いまして、譲与を行うこととしたものでございます。

お手元に配付しております資料に基づきましてご説明させていただきます。1の提供概要についてでございますが、提供者は飯塚市でございます。提供先はミャンマー国メイクテラ市、提供日は平成26年5月以降、ミャンマー国での贈呈式後ということでございます。車両につきましては、消防ポンプ車CD-型、1台で、飯塚市消防団飯塚方面隊第5分団片島分隊更新分でございます。これにかかります協力団体は、日本ミャンマー文化・経済交流協会でございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、本年2月に博多港を出港し、大阪港を経由後、ヤンゴンに入港し、ミャンマー国での使用を可能にするため水槽等の取付架装を行い、5月の

贈呈式を経て、メイクテラ市に配備される予定となっております。

なお、一般社団法人日本ミャンマー文化・経済交流協会においては、本件に係る輸送費や水槽等の取付架装費用について、外務省の「草の根・人間の安全保障無償資金」を活用した交流事業において支出されるものであり、ミャンマー国との事務調整につきましても、併せて協力いただいておりますことを申し添えます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市内防犯灯LED化事業の進捗状況について」報告を求めます。

防災安全課長

市内防犯灯LED化事業の進捗状況につきまして、ご報告させていただきます。

市内防犯灯LED化事業につきましては、当初1万4千灯を見込んでおりましたが、交換の必要がない自治会等もございまして、約1万2800灯につきまして、交換を行なう調査結果となっております。このことから、現在、交換作業が行なわれているところでありますが、1月20日現在におきまして、約5千灯分、4割程度が完了している状況でございます。

また、自治会におきましては、設置されている機器を見られまして、これだったらということで、球が切れている箇所の復旧から移設等の要望が、現在で約800灯ほどあがっております。この契約にかかる金額につきましては、こういった状況を踏まえて、最終的に設置完了後、調整することと考えております。

次に、先月の所管事務調査の折に、小幡議員よりご質問等ありました点につきまして、お答えさせていただきます。

まず、環境省より採択された事業ではあるが、繰り越してできないのかという点につきましては、環境省に再度確認いたしましたところ、単年度事業であるので、年度内に完了することとのでありました。

次に、市内業者の活用につきましては、受注者に再度、市内業者の活用につきまして指導しましたところ、市内の団体、業者数十社と交渉しました結果、福岡県電設工業組合飯塚支部が約9200灯、自治会推薦等の地元業者が12者、約1200灯、請け負うこととなったようでございます。その他の業者の方々につきましては、多忙ほかの理由により、請け負うことができないとのことでありましたので、残り約2400灯ほどございますが、これにつきましては、年度内完了の必要性から、その他市外業者の活用についてはやむを得ないものと判断いたしております。なお、今回の事業にかかる市内業者数は約36者程度ということでございます。

また、設置による自治会の反応でございますが、交換済みの自治会からは、とても明るくなり良かったなど好評をいただいております。未交換の自治会等からは、切れているところも多く、安全・安心の観点から、早期の交換要望が上がっておりますので、進捗管理をしっかり行いながら、年度内完了に向け、本事業を進めていくことといたしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

前回、このLED化事業については質問しておりましたけども、補助金は環境省の補助事業ということで年度内ということですね。ということは3月いっぱい終わらせなくちゃいけないというのが1つの条件になります。もう1つの要望として、プロポーザルの要件の中に、飯塚市内の業者を使うという条件下で取り替えるということでしたけども、今の報告によります

と2400程度がどうしても飯塚市外の業者になるということですね。何となくやむを得ないような状況の報告ですが、これ市外業者はどこですか。もしくは市外としても近隣の嘉麻市とかね、桂川とかありますけども、それと何者ぐらい市外業者の方が入られるのでしょうか。

防災安全課長

市外業者につきましては、福岡に営業所がある中堅業者ということで、1者でございます。そちらが請け負っておられるようでございます。

小幡委員

固有名詞は結構ですけど、福岡の業者さんですか 営業所がある。2400灯は1者でやってしまうということではないんですかね。

防災安全課長

そういうふうに聞いております。

小幡委員

請け負われた会社のほうも、市内業者とかなり打ち合わせられたんでしょうけども、基本的には飯塚市の指名を受けている電気屋さんとそうでない電気さんと、そういった数を本市がどれぐらい把握しているかわかりませんが、やはりすべての電気屋さん、市内業者の電気屋さんに尋ねることはできなかったということでしょうか。

防災安全課長

私どもとしましては、できるだけ情報も提供しております。業者のほうも情報収集しながら、市内各業者のほうにあたられたようでございます。

小幡委員

その結果、どうしても2400は飯塚市内業者ではできないという結果ととらえていいわけですね。これは結果で、そういうふうなことはわかりますが、プロポーザルの発注状況下においてはね、やはり飯塚市内業者を使いなさいという指導のもとで、業者さんもそのつもりで加算された経緯がありますよね。プロポーザル段階で防災安全課としましては、こういう状況になることは把握されてました。それとも想定外のことだったですかね。どういった認識をお持ちでしょうか。

防災安全課長

プロポーザルの中では、業者さんのほうから市内業者を活用するという前提でありましたが、どうしても活用できない場合等の想定もされておまして、そういった中ではやむを得ず市外を使うこともあるといったことは、プロポーザルの中ではおっしゃっておりました。

小幡委員

そのプロポーザルの段階で想定していたということは、飯塚市もその時点ではそうなる可能性もあると認識されてたんですか。

防災安全課長

はじめから認識ということではございません。当然、市内業者を活用していただきたいという要望を持っておりましたので、市内業者の方でできるなら全部やっていただきたいという思いもありました。ただ、1万数千灯という灯数があります。ほかの各自治体に聞きましても、なかなか1万数千灯を1度にやった自治体がなかったと。また、やる上では非常に状況的にはいろんな想定をしなくてはいけないというのは私どもやりましたけど、前提としましてそれを想定していたというものではございません。

小幡委員

逆に答えればですよ、想定してなかった、でも現実こうなったんでしょう。ということは、我々とすれば飯塚市の発注の案件ですから、やはり飯塚市内の業者にしていただきたいということを考えますよね。そうした場合に、結果、市外業者が入るんですけどね、今後の対策として、やっぱり反省点とか原因は考えなくちゃいけないでしょう。何でこうなったかね。逆に言

えば、もっと早い時期に、半年ぐらい前に発注ができればね、市内業者に仕事をすべてしていただけることも可能だったでしょう。できなかった理由はわかりますよ。防災安全課としてやはり今後の発注にあたって、もしくはプロポーザルにあたって、やはり想定外のことがあるんでしょうけども、やはりきっちりと今回のを教訓にね、しっかりと問題点は話し合ってください。それで、先ほど1万4千灯の想定が1万2800でしたっけ、減りましたよね。増減もしくは減額があるんでしょうけども、報告の中に取り付ける場所を変えていただきたいとか、いろんな要望が7、800カ所出てくるということで、その差額もしくは追加工事の査定は、今の段階ではできてないんですか。

防災安全課長

今の段階ではできておりません。

小幡委員

わかりました。3月いっぱいでしょうから、その点の増減は調整されると思いますけども、私の地元の自治会でもですね、先ほど言われたとおり、明るくなったということで喜んでおられます。その中で、いま防犯灯は確かに1万2800カ所きれいになりますけども、今後、街灯とかですね。防犯灯外のいろんな電灯、それを順次替えていくような計画、もしくは考え方がございますでしょうか。

都市建設部長

街灯というか道路照明とかは県とか国とかであるし、市でもまちなかにあります。その分について新しく替える、公園も含めてですね、新しく替える分については、LEDに替えていく予定にはしております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

兼本委員

この後のメンテナンスというか、例えば球が、LEDやきあんまり切れたりせんけど、その責任はどこが持つとかいな。

防災安全課長

それは受託業者でございます。受託業者のほうで10年間リースを受け持つ、管理するということでありますので、球にいたずらがあつて、例えば切れたとか、不備があつたとかいったときには、業者のほうで全部対応するようにいたしております。

兼本委員

業者がやるといっても、業者は電柱におそらく上がるあれはないと思うから、電気工事に頼むと思うんよね。36業者が約1万灯ということですから、市内の36業者が大体対応したということで1万灯、これは数が多いいいけど、いま報告があつた1者で2400灯ということになると、かなり負担が大きいと思うわけよね。そんなに何十カ所も一発で壊れるようなことはないにしても、予定外のことがある、想定外のことがあるかもしれんわけよね。そのようなときに、プロポーザルを受けた業者が替えるとしたときに、そういうふうな後の対応とか何とかについてもね、きちっとした、後こうなったときはこうしてくださいよというような確約が何かはできてるんでしょうかね、そこのところどうなってるんでしょうかね。例えば、やっぱりつけたところの業者をお願いするのか、全然違う業者に頼むのかわかりませんがね。でも、36業者ということになれば業者数が多いから、ある程度対応できると思いますけど、1つは組合とか何とかやったから、そこでやれると思いますけど、この1者の2400灯というのは、ちょっと厳しいかなというような気がするんですけど、その点はどうでしょうか。いらん心配かもしれませんがね。

防災安全課長

設置につきましては市外業者が今回は入っておりますが、メンテにつきましては、これイ

コール市外業者というふうには私どもはとらえておりません。当然、市内業者の活用という分になりますし、メンテという部分につきましては、1万数千かかるわけではございませんので、まず第一義は各自治会推薦業者、12業者の方たちについては、その推薦を受けたところの地域とか、その近隣地域をされると思います。あと、先ほどいいました電設工業協同組合の飯塚支部というのがありますので、そこで数十社業者の方がおられますので、私どもとしては受託者のほうにはですね、市外の受けた業者がイコール、メンテということの話はいたしておりませんと言うか、そういうつもりはございませんので、業者のほうにはしっかりメンテのほうは市内業者を活用するようにといった話をしております。

兼本委員

そのとおり、ぜひやってくださいね。メンテについては市内業者を活用すると。たまたま設置の場合には、やむを得ず市外業者を使ったけど、メンテのほうについては、当然メンテについてもお金かかるわけでしょうからね、そのときには市内業者を第一義的に使うということで、そんなに1万灯が一気に壊れることもないし、何十灯も壊れるようなことはないと思いますので、そのところはきちっと市内業者を使うということのね、大前提をプロポーザルでできんやった分はその分で補うようなつもりで、10年間ですから、結構、数あると思いますので、その点はよろしく、きちっと申し送りしてね、課長がかわったとしても、次の方たちにはちゃんとそういう形で申し送りしてね、市外業者が入らないようにきちっとしてください。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

田中裕二委員

すいません。関連ですけれども、球が切れたりしたときは、当然、地元の方がここが球がきれてますよと、私も隣組長したときに、うちの隣組に街灯がありまして、球が切れたときに脚立を持って、それを取り替えておりましたけれども、地域によっては電気工事屋さんとか地元の方に頼んで球を交換される方がほとんどだと思いますけれども、そのように交換とかそういったものが必要になったとき、今までどおりの形と言うんでしょうか、それでできるかどうか、この点いかがでしょうか。

防災安全課長

基本的にはですね、電柱はいろいろございますが、九電柱あたり高架なものには一般的に自治会の方が許可もないのに、電気事業の許可がないと登ることは禁じられております。それで普通の一般の電柱あたりもそうですが、やはり切り替えて設置するとなればですね、それなりの方たちでないとできないと。また、今つけてる防犯灯につきましては、蛍光管だけ取り替えるといったものでもございませんので、今後につきましては受託業者のほうでしっかり管理していただいて取り替えると。ですから自治会の方が、例えば自治会長さん、隣組長さんが自ら登ってですね、取り替えるといった危険なものはさせられませんので、何かあれば業者のほうに電話するようにといったことで、整理していくというように考えております。

田中裕二委員

あくまでも私はそうしていたというだけで、私が聞きたいのは、今までどおりどこどこに連絡をすれば、今までどおりできるんですかということを知りたいんです。

防災安全課長

そのとおりでございます。業者のほうの連絡先をお教えする形の中で、対応するようになっています。

小幡委員

同じ関連です。10年リースでしょうから、機種も電球も取り付け業者のほうで保証するんでしょうけども、LEDの電球は基本的には10年はもつという、10年以上もつというように一般的に言われてますけど、10年後ですよ、10年後の、今回、2億5、6千万投資して、

かなり飯塚市の防犯灯が明るくなりますね。これはいい事業だと思いますよ。10年後リースが切れますよね。10年後どのように考えられているんですか。わざわざ機種を替える必要がないのか、また替えるのか、電球だけ替えればいいのか、どういう想定下で考えられておりますか。

防災安全課長

10年後でございますので、いま回答するのはいかなるものかと思いますが、この防犯灯につきましても、LED以外に新しい照明も出てきております。10年後の状況がどう変わっているのかわかりませんので、その10年後、一番最善のものをですね、今回こういった形で私どもが管理するといったことをやっておりますので、それをどういった形でやるかといったことにつきましては、10年になる前にですね、しっかり検討して進めていくべきだというふうに思っております。

小幡委員

私が聞きたいのはね、リース品でしょう。LEDの照明器具本体と電球は本市の品物じゃないという認識なんです。リース会社のものなんでしょう。通常、物件リースはそうじゃないですか。10年後、いま落札されてる業者さんが、10年後、取って持って帰ってもいいということなんでしょうか、それとも寄贈されるんでしょうか。今後どうなるのかということを知りたいんですよ。

防災安全課長

10年後につきましては、市に無償譲渡ということになります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度職員採用試験合格者の決定について」報告を求めます。

人事課長

平成25年度職員採用試験の実施状況についてご報告いたします。

平成25年度飯塚市職員採用試験の最終合格者を、昨年12月20日、発表いたしましたので、その概要をご報告いたします。

お手元に採用試験の実施状況につきまして、A4の資料を1枚配付させていただいておりますので、ご参照方よろしくお願いたします。

本年度の職員採用試験は、平成25年10月20日に第1次試験を実施いたしまして、表の一番下、合計欄がございますが、こちらに記載のとおり採用予定数38名に対して、表の右から3列目、133名を第1次試験合格者として、同年11月6日に発表いたしております。その後、11月22日、23日、12月7日から9日までの間に、第2次試験を実施いたしまして、全体で36名を最終合格者といたしております。全体の最終倍率につきましては、表の右端、一番下でございます17.7倍となっております。なお、試験区分毎の最終合格者数及び競争倍率につきましては、恐れ入りますが、お手元の資料のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、最終合格者につきましては、平成25年の12月20日付で平成26年度採用候補者名簿に登載いたしますとともに、第2次試験の受験者全員に対しまして、合否の結果を郵送により通知いたしております。また、市のホームページにおきましても、合格者の受験番号を掲載いたしましたところがございます。

以上、簡単ではございますが、職員採用試験の実施状況につきまして、ご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

1点教えてください。36名新しい職員さんがふえるんですけども、現実3月末には退職される方もおられますが、その増減と言うか、差は何人、増なのか減なのか、教えてください。

人事課長

現在、ご承知の通り行財政改革におきまして、26年度の組織編成を行っておるところでございますが、26年度4月1日現在の現時点での職員総定数でございますけれども、881名という形で、現在、想定をしているところでございます。

委員長

何人退職されて、何人入るかということをお聞かれています。

人事課長

本年度におきましては、先にご報告のとおり退職の勧奨を実施しておりまして、現時点では定年退職者が27名、退職勧奨予定者が23名、その他退職者が2名ございまして、52名の退職予定でございます。したがって52名から36名の採用ということでございますので、16名減るとい形になります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「臨時福祉給付金対策準備室の設置について」報告を求めます。

人事課長

次に、臨時福祉給付金対策準備室の設置についてご報告いたします。

平成26年1月10日、企画調整部におきまして、臨時福祉給付金対策準備室を設置いたしました。準備室につきましては、国におきまして平成26年4月からの消費税率の引上げに際し、低所得者への負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として実施されます臨時福祉給付金の支給に関する業務を円滑に遂行するため、設置したものでございます。

準備室の所掌事務といたしましては、給付対象者の把握や臨時福祉給付金の支給準備に関すること、指定金融機関との協議に関することなどでございますが、職員体制といたしましては、これらの事務について国からの具体的指示がなされるまでの間は、室長といたしまして部次長級職員を配置いたします。あわせて主査1名、職員1名の3名体制で対応にあたることとし、それぞれ、現在の所属部署との兼務といたしております。

なお、室長につきましては、企画調整部次長であります大谷一宣が担当いたしますので、紹介させていただきます。大谷でございます。

( 大谷次長 自席で起立のうえ、一礼 )

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市鹿毛馬入会団体における入会権確認等請求事件について」報告を求めます。

管財課長

飯塚市鹿毛馬入会団体における入会権確認等請求事件についてご報告いたします。

これは平成19年9月25日付で、市を被告として提訴された平成19年(ワ)第120号「入会権確認等請求事件」につきまして、平成25年12月25日付で福岡地方裁判所飯塚支部より判決が言い渡されましたので、その内容についてご報告いたします。

判決内容は、主文として、1.原告らの請求をいずれも棄却する。2.訴訟費用は原告らの

負担とするとなっております。

本請求事件の内容とこれまでの経緯についてご説明いたします。請求内容は、飯塚市鹿毛馬地内にある旧瀬田町名義の158筆、約173万平方メートルの土地について、共有の性質を有する入会権を有する確認及び真正な登記名義の回復のため、原告梅田親義外2名に所有権移転登記手続きを求め、さらに9筆、約28万平方メートルについて共有の性質を有しない入会権を有する確認を求めたものです。

経緯につきましては、提訴から双方で弁論を重ねてまいりましたが、昨年12月25日に福岡地方裁判所飯塚支部より「原告らの主張・請求には理由がないことから、原告らの請求をいずれも棄却する」という内容の判決が言い渡されております。

以上、簡単でございますが、入会権確認等請求事件についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市県民税に係る還付加算金の適用誤りについて」報告を求めます。

課税課長

市県民税に係ります還付加算金算定における規定の適用誤りについてご報告をさせていただきます。

この度、県、これは企画調整部の市町村支援課長名でございますけれども、還付加算金の始期に関する取り扱いに関する地方税法の規定の適用誤りに関する通知を受けまして、本市における還付事務の処理状況の確認をいたしましたところ、市県民税の還付に係る還付加算金の未払金があることが判明いたしました。

市県民税を還付する場合には、地方税法の規定に基づきまして還付加算金を計算しなければなりません。日数計算の始期について「納付のあった日の翌日」とすべきところを、「更正のあった日の翌日から1カ月を経過する日の翌日」と法令の規定を誤って適用したため、還付加算金の一部が加算されておりました。

地方税法の消滅時効の規定に基づきまして、過去5年間の還付処理について精査いたしました結果、概算で対象件数が267件、未払金額が61万3200円ございました。未払金であることが判明しました還付加算金につきましては、速やかに対象者となる方々にお詫びとお支払いの案内を送付いたしますとともに、還付の手続きを行いたいと考えております。

今後は、このような誤りが生じないように適切な事務処理に努め、再発防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。